

郡山市立安積中学校 いじめ防止基本方針

【いじめの定義】 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1 いじめ防止対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるととも、気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるととも、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの問題の克服は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等が一体となって取り組むことにより、初めて可能となるものである。

2 方針【学校の責務】

- (1) 学校は、学校の全教育活動を通して、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、生徒のよりよい人間関係を構築できるよう、必要な取組を行うとともに、生徒自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、指導・支援する。
- (3) 学校は、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防止し、いじめを把握した場合には、早期に解決できるよう、保護者、地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) 学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた生徒を守り抜くことを表明し、いじめへの対応等に、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に取り組む。
- (5) 学校は、相談体制を整備するとともに、生徒に対して定期的なアンケート調査や個別面談等を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握に努める。
- (6) 学校は、学級活動や生徒会活動等を通して、生徒による主体的ないじめ問題への取組の充実を図るなど、いじめ防止に関する啓発活動を行う。
- (7) 学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力やいじめの問題への対応能力等の向上を図るための校内研修を推進する。
- (8) 学校は、SNS上などにおけるインターネットを介したいじめ防止対策として、関係機関等との連携を図った教職員の研修及び生徒、保護者への啓発活動を行う。

3 校内組織【いじめ防止対策委員会】

いじめ防止対策委員会		外部機関との連携
<生徒指導委員会> ・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・学年生徒指導 ・特別支援担当 ・養護教諭 ・SC	<企画委員会> ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・学年主任 ・生徒指導主事 ・養護教諭 ・主査	
いじめ防止対策委員会の役割		
(1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。 (2) いじめの相談・通報・連携・協力の窓口となる。 (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。 (4) いじめの疑いに係る情報があった場合、緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定・保護者との連携といった対応を組織的に実施する（早期発見、再発防止）。 (5) 重大事態の調査のための組織の母体となる。 (6) いじめ防止対策推進に関する研修や情報交換等、教職員の資質向上に必要な措置を講ずる。 (7) 必要に応じてスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、弁護士、医師、スクールサポーター等、専門的知識を有する者からの助言等を効果的に活用する。 (8) 毎週火曜日の生徒指導委員会で、いじめ防止に関する情報交換を行う。 (9) 道徳・学活の時間を中心に、教育活動全体をとおして、生徒のいじめ防止に関する理解といじめを絶対に許さない風土の醸成を図っていけるよう、全職員と取組等の共通理解を図る。		

4 いじめ防止対策計画

- (1) 生徒指導委員会 毎週火曜3校時
- (2) 企画委員会 毎週水曜4校時
- (3) いじめ・悩み・困りごと調査 年3回(学期ごと5月、8月、2月)
- (4) スクールカウンセラーとの面談 毎週火曜日
- (5) 教育相談
 - 1学年…二者相談(5月)、三者相談(10・11月)
 - 2学年…二者相談(6月)、三者相談(10・11月)
 - 3学年…三者相談(7・8月、10・11月)
- (6) 校内研修会 4月末
- (7) 学校評価アンケート(1月)
- (8) 学年・学級懇談会での情報交換・共有(4月・7月・12月)
- (9) 学校運営協議会(4月・7月・12月他) 学校評議員の出席 ※地域との連携
- (10) 全校集会、学年集会等での啓発活動【校長講話、生徒指導主事からの話】
- (11) (弁護士など外部講師による) いじめ防止教室
- (12) (県南サポートチームなどによる) 情報モラル教室 ※保護者も参加

5 具体的取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

いじめ問題においては、いじめが起こらない学級・学校づくり等、未然防止への取組が最も重要である。生徒の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、学校における予防的、開発的な取組を充実させるとともに、いじめを防止する重要性等についての啓発活動を行う必要がある。

① 教職員全員の共通理解による取り組み

- ア いじめの態様、原因・背景、具体的な対策について、職員会議、生徒指導協議会等で周知し共通理解を図るとともに、いじめに対して不適切な認識や言動がないように、常日頃から自分の言動に細心の注意を払う。
- イ 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の実践に努め、共感的人間関係を育成する。
- ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、全員または周囲にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを生まない集団づくりを行う。

② 道徳、体験活動等を通じた取り組み

- ア 教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育を充実させ、生徒一人一人に思いやりや自他の生命を尊重する心情や態度を育成するとともに、「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成する。
- イ ボランティア活動や体験活動等を通じて、生徒一人一人に自己存在感や自己有用感を味わわせるとともに、自ら行動できる集団づくりに努める。

③ 生徒の自主的な取り組み

- ア 授業で位置づけられた主体的な話し合い活動を通して、いじめ防止の意識を高める。
- イ 学校行事などの集団活動を通して、相手を思いやる心を身につける。
- ウ 正しいネットの利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者・加害者にならないように意識する。

④ 保護者、関係機関との連携による取り組み

- ア 学校だよりや学校ホームページを通して、いじめ防止の取り組み状況を共通理解する。
- イ 学校運営協議会（学校評議員）等を活用し、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

(2) 早期発見のための取り組み

① いじめ・悩み・困りごと調査の実施 年3回（5月、8月、2月）

② 相談体制の整備

○教育相談の実施

- ・教育相談の実施 7月（3学年）10・11月（全学年）
- ・二者相談の実施 5月（1学年） 6・7月（2学年）
- ・チャンス相談の実施 適時

○日常の相談体制

- ・保健室での相談（養護教諭）
- ・スクールカウンセラーとの相談
- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」等の周知

③ 日常の観察

- 登校時や授業、休み時間の生徒の様子（表情や言動）、「毎日の生活の記録」の記入状況等から生徒の状況把握

(3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合は、問題を軽視することなく、早期に適切に対応するようにする。そして、正確な事実確認に基づき、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先にかつ、迅速に対応するようにする。また、解決に当たっては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織を編成し、チームで被害生徒を守り通すとともに毅然とした態度で加害生徒への指導を行う。また、教職員全員の共通理解のもと、保護者との協力、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。

① いじめ行為の発見・通報

- ア 生徒や保護者の訴えに真摯に傾聴し、生徒の安全を確保
- イ 管理職及び「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会、企画委員会）」に速やかに情報提供および指導体制の確認
- ウ 関係生徒への事情聴取を行い、学年内および「いじめ防止対策委員会」との情報共有
- エ 状況により事実確認結果を校長が市教育委員会へ報告するとともに、被害・加害生徒保護者へ説明

② いじめを受けた生徒への対応（個人情報の取扱い、プライバシーに留意）

- ア 事実の確認、家庭訪問等
- イ 組織的な再発防止措置
- ウ 信頼できる親しい友人、教職員、家庭等との連携による支援体制づくり
- エ 落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- オ スクールカウンセラー、心理・福祉等の専門家、所轄警察署、児童相談所等との協力

③ いじめを行った生徒への対応（個人情報の取扱い、プライバシーに留意）

- ア 事実関係の聴取、保護者への連絡
- イ いじめをやめさせ、再発防止措置を図る
- ウ いじめの背景や原因等、生徒の抱える問題の確認、指導
- エ 複数の教職員での対応組織作り、連携
- オ スクールカウンセラー、心理・福祉等の専門家、所轄警察署、児童相談所等との協力

④ いじめが起きた集団への対応

- ア 組織での対応、連携
- イ 話し合いや教師の説諭などにより、生徒間にある問題の確認、「見ていること＝いじめ」であること理解させ、いじめを根絶する態度の指導・育成
- ウ 加害、被害の両生徒と他の生徒との関係の中で、よりよい集団や人間関係をつくりあげる支援・指導
- エ 必要に応じて外部機関への協力

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込みをすぐに削除させる。場合によっては、管理者やプロバイダー等に削除を求める措置をとる
- イ 道徳や情報モラル教育の中で、生徒のみならず保護者にも正しいネットの利用の仕方やマナーを理解させ、ネット上のいじめの発生の未然防止に努める（情報モラルの啓発）
- ウ 必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する

※いじめが落ち着いたと思われる場合でも、いじめられた生徒、いじめを行った生徒、周囲の生徒を継続的に観察し、再発防止に努める。また、いじめの案件を検証し、全校（全職員・全生徒）で再発防止の強化に努める。

6 その他

(1) 学校の取り組みに対する検証・見直し

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みは、随時見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ、調査やアンケートを行い、「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会や企画委員会）」において取り組みの検証を行う。
- ③ いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に職員を参加させたり、教職員のいじめ未然防止や対応についての資質向上に努める。
- ④ 長期休業中前後の指導を通して、休業中のいじめ防止に取り組む。

(2) 市教育委員会等との連携

- ① 「郡山市いじめ防止基本方針」を参考にいじめ対策に取り組む。
- ② 学校HPに「安積中いじめ防止基本方針」を掲載する。（保護者・地域との連携）

7 重大事態への対応

「重大事態」とは、

○ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(生命・心身・財産重大事態)

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」の捉え方

- ・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を受けた場合、金品等に重大な被害を受けた場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定

○ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (不登校重大事態)

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の捉え方

- ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
- ・調査、指導等の結果、学校においていじめをやめさせることができない、または、再発のおそれが強くあるため欠席する場合等を想定

【いじめ防止対策推進法より】

- (1) 重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校内又は教育委員会に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 重大事態に関する調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) 重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を市長に報告する。

【重大事態への対応の流れ】

校長が郡山市教育委員会へ重大事態の発生を報告



郡山市教育委員会 924-2431

郡山市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

【重大事態】とは

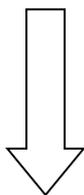
- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

郡山警察署 922-2800

県中児童相談所 935-0611

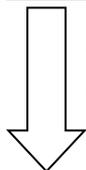
安積中が調査主体の場合

安積中に重大事態の調査組織を設置



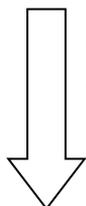
- ※「いじめ防止対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



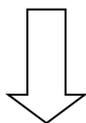
- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ※客観的な事実関係を速やかに調査する。たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ情報を適切に提供



- ※調査により明らかとなった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ※関係者の個人情報に十分配慮する。
- ※アンケートを実施する場合は、被害生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

調査結果を郡山市教育委員会に報告



- ※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組を検証する。